

## 会議案第1号

### 北海道議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

#### 北海道議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

北海道議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年北海道条例第67号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 13 議長、副議長及び議員の議員報酬の月額は、令和2年7月1日から同月31日までの間に限り、第1条の規定にかかわらず、それぞれ同条に定める額から第4条第1項の規定により同年6月1日に在職した者に対して支給された期末手当の額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。

#### 附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

#### 説 明

新型コロナウイルスの感染拡大による道民生活や道内経済への影響等に鑑み、議長、副議長及び議員の議員報酬を減額することとするため、この条例を制定しようとするものである。